

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、1. 避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の通院慰謝料として、直接請求手続きにおける既払金33万1800円とは別に79万5200円が追加して、2. 避難生活により過活動膀胱に罹患するなどした申立人妻の通院慰謝料として、直接請求手続きにおける既払金24万7800円とは別に56万7200円が追加して、3. 申立人夫婦の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けており、また、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮して、直接請求手続きにおける既払金127万5000円とは別に233万5000円が追加して、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

- 1 生命・身体的損害（申立人X1） 金112万7000円
期間 平成23年3月から平成26年5月まで
- 2 生命・身体的損害（申立人X2） 金81万5000円
期間 平成23年3月から平成24年8月まで
- 3 就労不能損害（申立人X2） 金41万4700円
期間 平成27年3月から平成28年2月まで
- 4 精神的損害の増額（申立人X1及び同X2）
金361万0000円
期間 平成23年3月から平成30年3月まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金596万6700円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する賠償金として金185万4600円を支払い済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年1月29日

(仲介委員 鋤竹 昌利)